

## 喫煙禁止地区の新規指定について

現在、横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区の市内 5 地区を喫煙禁止地区として指定していますが、本年度は新たに、新横浜駅周辺の喫煙禁止地区指定に取り組みます。

### 1 取組の概要

横浜市では、平成 8 年から、条例に基づき、市内全域で歩行中の喫煙をしないよう努めていただくとともに、たばこの吸い殻をはじめ、ごみのポイ捨てを禁止しており、主に喫煙者のマナー向上に主眼を置いた取組を実施してきました。しかし、ポイ捨ての吸殻も多いうえ、たばこの火の危険も生じている状態が続いていました。

そこで条例を一部改正し、街の美化の推進と火傷等の危険を防止するため、特に人通りが多い駅周辺等を喫煙禁止地区に指定し、平成 20 年 1 月 21 日から屋外の公共の場所において違反者に対する罰則（過料 2,000 円）を適用しています。

### 2 地区指定の基本的考え方

#### (1) 選定理由

喫煙禁止地区については、主要ターミナル駅周辺等の特に必要性の高い地区において、喫煙禁止の実効性の確保と、制度の定着を図ってきました。

そこで、今年度は、都心部と位置付けられ、新横浜駅・北口周辺地区総合再整備事業が竣工した新横浜駅周辺を選定しました。

#### (2) 指定区域

指定区域には新横浜駅北口周辺の約 3.8ha を想定しています。

なお、指定区域を設定するにあたっては、次の 2 点を基準としています。

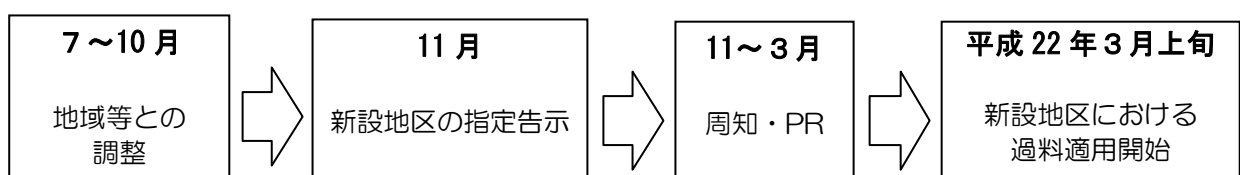
- ① 駅前等の特に人通りの多い区域であること
  - ② 大きな道路等に囲まれ、認識のしやすい区域であること
- また、地区内には看板や路面表示、開放型喫煙所を設置します。

※別紙：「指定地区地図」「表示物例」参照

### 3 過料適用の開始時期

平成 22 年 3 月上旬

### 4 今後の予定



○指定地区地図

新横浜駅周辺地区（予定）

H21年度指定区域：約3.8ha

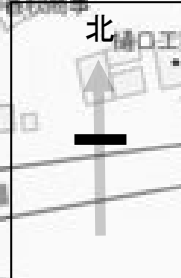
予定指定区域

歩道橋内側は除外します

新横浜2

篠原町

新横浜



# ○表示物例

図1：4か国語併記の大型看板



図2：英語併記の小型看板



図3：路面表示サイン



図4：補助看板



図5：4か国語併記の新型看板



図6：道路標識タイプ表示



図7：開放型喫煙所の例（鶴見駅東口）

